

# 訪問購入のトラブルに 注意して下さい!!!

訪問購入とは、消費者の家を購入業者が訪問し、消費者の貴金属やブランド品を買い取るものです。

## 訪問購入のトラブル例

電話では、「いらない着物を買う」

実際に家に来た時には・・・

「貴金属を売ってくれ」

と言われ貴金属を安く買い取られたなど。

※ 貴金属などは、クーリング・オフ制度の適用がありますが、車などの一部の物は、クーリング・オフ制度の適用除外となっています。

【以下のような訪問や勧誘は禁止されています】

- 事業者が氏名又は名称、目的等を告げないこと。
- 消費者からの勧誘要請がないにもかかわらず、突然訪問し勧誘すること。
- 脅したり、困らせたりすること。
- 契約などに関する書面を交付しないこと。

湯沢警察署

電話 0183-73-2127

